

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	農地整備課	整理番号	2-17
処分の種類	土地改良区役員の解任			
根拠法令条例等 ・条項	土地改良法第134条第3項			
処分の概要	土地改良区役員の改選命令に違反したときの役員の解任			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定（法令等の規定において言い尽くされているため）</p> <p>【参考】 土地改良法第134条第1項から第3項 農林水産大臣又は都道府県知事は、第百三十二条第一項又は前条の規定により報告を徴し、又は検査を行つた場合において、当該土地改良区又は土地改良事業を行う第三条に規定する資格を有する者の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反すると認めるときは、これらの者に対し必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>2 土地改良区が前項の命令に違反したときは、農林水産大臣又は都道府県知事は、当該土地改良区に対し、期間を指定して、その役員の全部又は一部の改選を命ずることができる。</p> <p>3 土地改良区が前項の命令に違反したときは、農林水産大臣又は都道府県知事は、同項の命令に係る役員を解任することができる。</p>			
基準の制定根拠	—			